

## 第5章

# 死体の検案及び 解剖等の実施体制の充実

第1節	検案の実施体制の充実	44
第2節	解剖等の実施体制の充実	49

## 第1節

## 検案の実施体制の充実

**1 警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力****【施策番号 42】(再掲)**

P26 【施策番号 28】参照

**2 死体検案研修会の充実****【施策番号 43】(再掲)**

P 3 【施策番号 3】参照

**3 異状死死因究明支援事業等の検証等****【施策番号 44】(再掲)**

P 4 【施策番号 4】参照

**4 死亡時画像診断に関する研修会の充実****【施策番号 45】(再掲)**

P 6 【施策番号 7】参照

**5 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力****【施策番号 46】(再掲)**

P24 【施策番号 25】参照

**6 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等****【施策番号 47】(再掲)**

P 7 【施策番号 8】参照

## 7 検査する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

### 【施策番号48】(再掲)

P 6 【施策番号6】参照

## 8 異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

### 【施策番号49】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和6年度は、40都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

#### 資5-1-8 異状死死因究明支援事業の概要

### 異状死死因究明支援事業

#### 目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

#### 事業内容

- 補助先:都道府県その他厚生労働大臣が認める者
- 補助率:1/2
  - ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
  - ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
  - ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
  - ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費  
(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因  
又は身元の調査等に関する法律」  
に基づき実施するものを除く。

#### 【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都道府県数	24	27	31	30	40

※令和6年度は交付決定した都道府県数

出典: 厚生労働省資料による

## 9 検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究 成果の取りまとめ等

### 【施策番号 50】

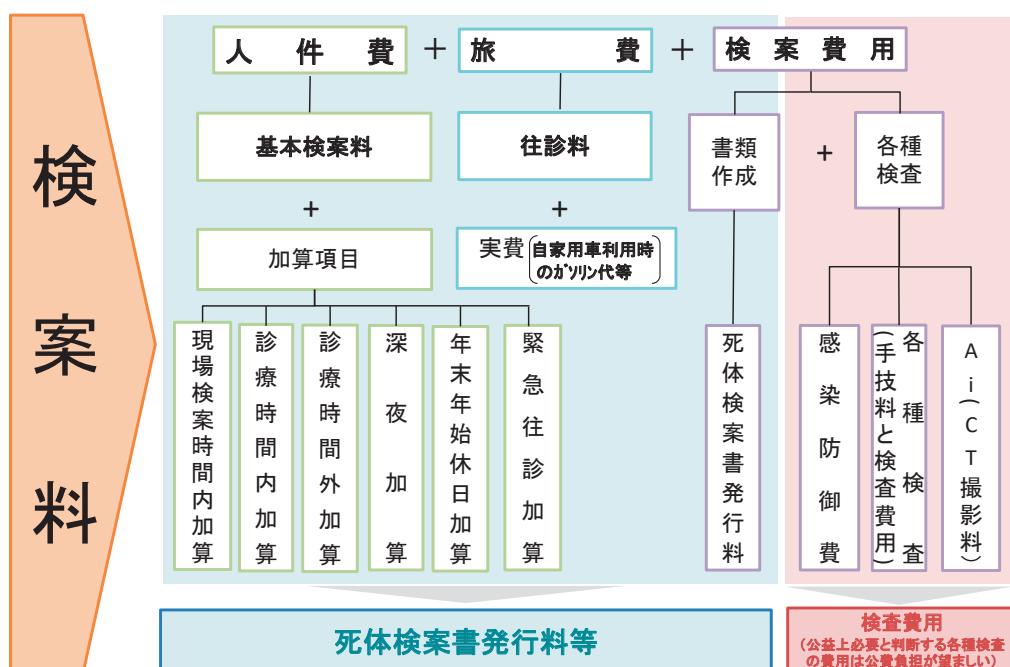
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討が行われた。

令和5年度は、警察業務に協力している又は検案の現場を担っている医師を対象に、検査の費用や検案書発行料の金額基準や算定根拠についての考え方に関するアンケート調査（死体検案料に関する意識調査）を実施した。これまで本研究にて検討してきた検案料についての基本的な考え方と、当該調査対象者の大半の考え方には大きな相違はなかった。

令和6年度は、各都道府県知事に対して、本研究成果は、死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられること等を通知するとともに、その内容の了知及び管下医療機関等に対する周知を依頼している。

#### 資料5-1-9 検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素

### 検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素



出典：厚生労働省資料による

## 10 死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討

### 【施策番号 51】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書（死体検案書）の様式や電子的交付について検討が行われた。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、死亡診断書（死体検案書）の提出を含めた死亡に関する手続のオンライン・デジタル化に向けて、課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計に関する検討を進める旨が記載された。厚生労働省においては、これらの研究や政府全体のデジタル化の取組方針を踏まえながら、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進めている。

## 11 検案に従事する臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用及び充実

### 【施策番号 52】

厚生労働省においては、平成30年度以降、臨床医等が検案に当たって的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案に従事する臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。

令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

## 資料 5-1-11 死体検案相談事業の概要

### 死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、一般に、臨床医学を専門とする検案医が、死体検案を実施。
- 検案医が警察の依頼に基づく検視立会い及びこれに伴う死体検案を行う際、法医学を専門とする医師に電話等で相談できるよう「検案相談窓口」を設置することにより、検案体制を強化。



出典：厚生労働省資料による

## 12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

### 【施策番号 53】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

## 第2節

## 解剖等の実施体制の充実

## 1 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

## 【施策番号54】(再掲)

P24 【施策番号25】参照

## 2 死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

## 【施策番号55】

厚生労働省においては、平成22年度以降、死因究明体制の構築を推進することを目的として、死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。

令和6年度は、10都道府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

## 資5-2-2 ➤ 死亡時画像診断システム等整備事業の概要

## 死亡時画像診断システム等整備事業

## 目的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

## 事業内容

- 補助先:都道府県等
- 補助率:1/2

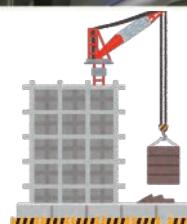
## ①施設整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援



## ②設備整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な設備購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



## 【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都道府県数	2	1	5	10	10

※令和6年度は交付決定した都道府県数

出典: 厚生労働省資料による

### **3 異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援**

**【施策番号 56】(再掲)**

P45 【施策番号 49】参照

### **4 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請**

**【施策番号 57】(再掲)**

P48 【施策番号 53】参照

## TOPICS

### 6 東京都監察医務院における取組

死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条第1項では、「政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。」と規定されており、この「政令で定める地」については、監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令第385号）において、「東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市」と規定されている。

これらの規定に基づき東京都に置かれている東京都監察医務院は、令和6年8月1日現在、常勤の医師13名、臨床検査技師13名及びその他の職員26名並びに非常勤の監察医61名、診療放射線技師4名及びその他の職員13名により組織され、庁舎には、解剖台、薬化学検査機器、病理組織検査機器、X線CT装置等の死因究明に必要な設備が整備されている。

東京都監察医務院の業務は、東京都の23区内における不自然死（死因不明の急性死や事故死等）について、死体の検案を行うとともに必要に応じて解剖を行うなどして、死因の究明等を行うことであり、令和6年に扱った検案件数は1万6,449件、このうち、解剖件数は2,222件となっている。

東京都監察医務院は、これらの業務を通して、これまでに、肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の血栓発生源がヒラメ筋静脈にあることを証明し、その予防策を普及させることに繋げたり、犯罪に起因する死亡である蓋然性が高度に認められる死体について警察に通報し、犯罪捜査に繋げたりするなど、公衆衛生の向上や安寧秩序の維持に大きく貢献している。

情報発信の取組としては、東京都保健医療局のホームページにおいて、検案及び解剖において得られた統計数値等や、熱中症に関する死亡者数の状況等の掲載も行っている。

また、医師や警察官等を対象とした研修等にも力を入れており、死因究明に携わる人材の育成にも寄与している。

東京都監察医務院の外観



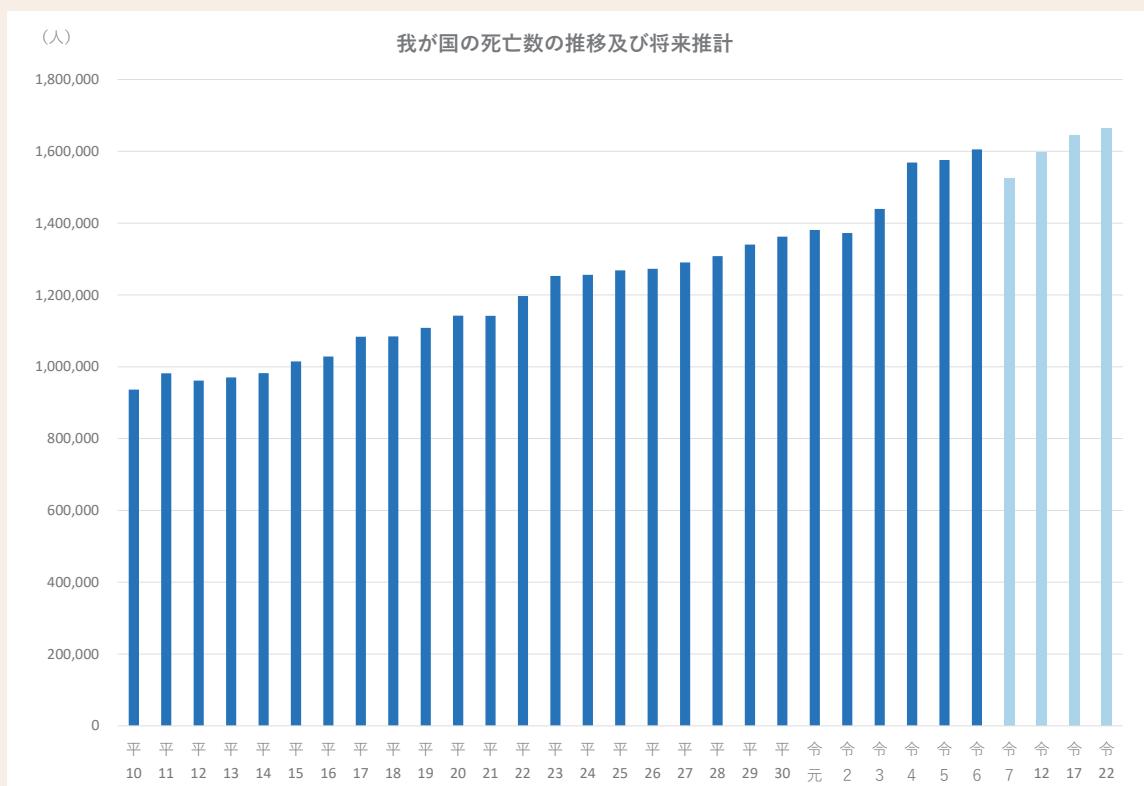
写真提供：東京都監察医務院

## TOPICS

### 7 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制

我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和6年は160万5,378人にまで達している。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万5千人まで増加すると推計されている。



出典：厚生労働省資料による

こうした中、警察や海上保安庁が取り扱った死体のうち、犯罪の嫌疑が認められるものは司法解剖が、司法解剖の対象ではなくとも、その死因が、警察等として被害の拡大・再発防止等の措置を講ずる必要があるような市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを確認するため、必要があるものは調査法解剖が、それぞれ実施されている。

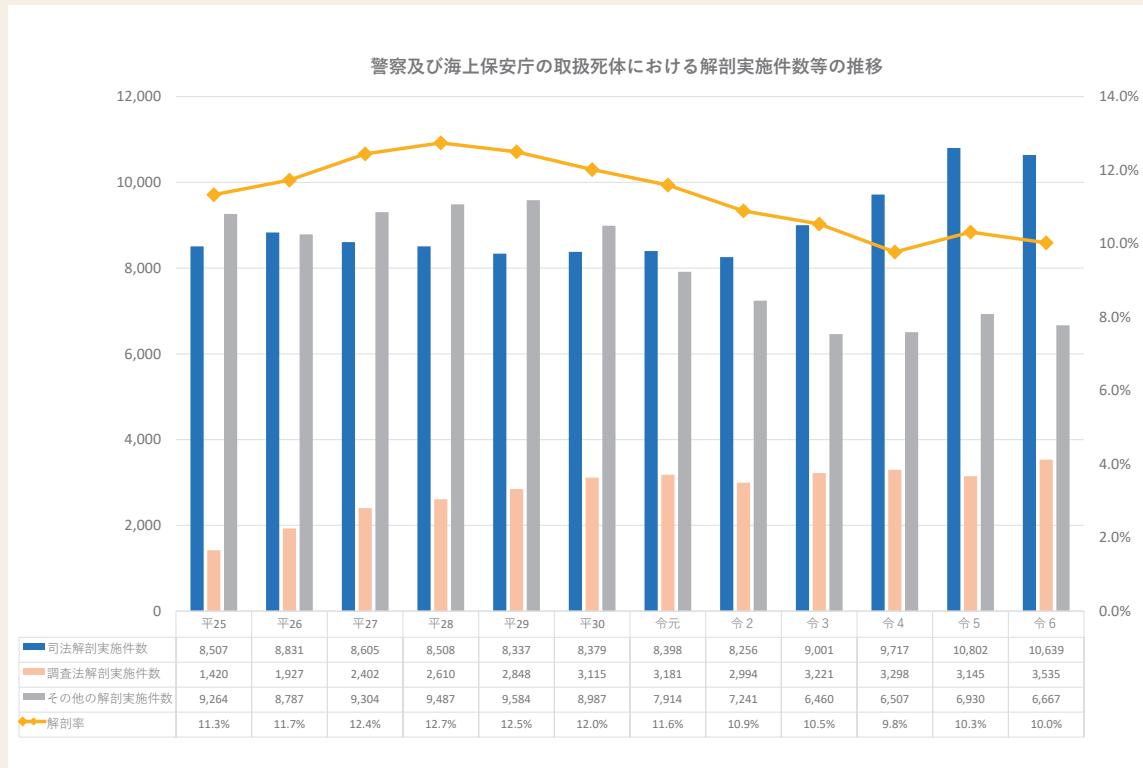
また、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合）、死体解剖保存法の規定に基づき、監察医解剖が実施されたり、承諾解剖が実施されたりするケースもある。

警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令

## TOPICS

和6年までの間の解剖率<sup>注6)</sup>をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和6年の10.0%まで減少している。

また、解剖の種別ごとにその実施件数をみると、司法解剖の実施件数は令和3年以降増加傾向にある一方、調査法解剖の実施件数は平成30年以降概ね横ばいであり、その他の解剖（監察医解剖、承諾解剖等をいう。以下同じ。）の実施件数は、平成30年以降減少傾向にある。



※ 令和3年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

出典：厚生労働省資料による

このうち、令和6年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、30都道府県において1件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数<sup>注7)</sup>が1人の都道府県もあるなど、人的体制の脆弱性が見受けられる。

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、こうした感染症に感染している可能性

注6) 警察及び海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合。

注7) ここにおいて法医の数とは、①法医学の教授及び准教授の医師、②死体解剖資格を有し、法医学を専門としている医師、③監察医のうち、厚生労働省で把握している人員数をいう。



## TOPICS

のある死体について、これらの機関に解剖が委託されるケースも少なくないが、解剖における感染予防のために望ましいとされる空調設備等が十分に整備されていない機関も多く、施設・設備面での体制が十分とは言い難い。

こうした中、厚生労働省においては、各地域において、必要な解剖等が実施される体制の構築が推進されるよう、都道府県知事が必要と判断する解剖等の実施費用を補助する事業や、解剖等の実施に必要な施設及び設備の整備費用を補助する事業、各地域における死因究明拠点の整備を推進するための死因究明拠点整備モデル事業等を実施している。